

Title	新中國選舉法に関する資料
Sub Title	Materials concerning the election law in new China
Author	石川, 忠雄(Ishikawa, Tadao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1954
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.27, No.5 (1954. 5) ,p.33- 47
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19540515-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新中國選舉法に關する資料

石川忠雄

一九五三年三月一日に公布施行された新中國選舉法にもとづく全國及び地方各級人民代表大會代表の選舉は、豫定よりも完成の時期はかなり遅れているが、着實に推しすすめられ、本年三月二十三日には、將來全國人民代表大會に提出される中華人民共和國憲法草案の基礎となる同草案初稿が中國共產黨によつて憲法起草委員會に提出され、選舉の實施とならんで目下その討議がすすめられている。

筆者は、かつて法學研究第二十六卷第四號に本選舉法を翻譯紹介し、その際機會をみて選舉法の解説を試みる旨附記しておいた。しかしその後、選舉法については、たとえば高橋勇治「選舉法」(季刊法律學第十七號)・池上貞一「新中國の選舉法」(法經論集第七集)・中國研究所編「中國經濟年報一九五三年第二期」など、いくつかの勞作が發表され、今日ではとくに解説を試みる必要はないように思われる。ただ資料の立場からみると、このようにいくつかの勞作が發表されているにもかかわらず、本選舉法を理解するうえに最も必

新中國選舉法に關する資料

要な、鄧小平「中華人民共和國全國人民代表大會及び地方各級人民代表大會選舉法草案に關する説明」(一九五三年二月十一日の中央人民政府委員會における報告)はその割に廣く紹介されていないようである。よつて筆者はその全文の紹介を試みることにした。また本資料とともにここに紹介した「人民代表大會に關するいくつかの問題」は、一九五三年四月八日附北京人民日報に掲載されたもので、ここで取扱われている問題はわが國でも廣く論じられているものであるが、一應この問題について新中國で行われている公式の見解を明らかにする意味でとりあげた次第である。

二

A 鄧小平「中華人民共和國全國人民代表大會及び地方各級人民代表大會選舉法」草案に關する説明

主席、委員、同志各位

一九五三年一月十三日、中央人民政府委員會第二十回會議は「全國人民代表大會及び地方各級人民代表大會召集に關する決議」を通過し、本年中に「人民が普通選舉の方法によつてつくり出す郷・縣・省（市）各級人民代表大會を召集し、且つこの基礎のうえに引きつづき全國人民代表大會を召集する」ことを決定し、同時に選舉法起草委員會を設けて選舉法の起草を行つて直ちに工作を開始した。委員會は、成立後、上述の決議にしたがつて直ちに工作を開始した。われわれは、人民政治協商會議共同綱領の普通選舉實施の問題に關係ある規定に根據し、三年餘にわたるわが國人民民主專政の實際狀況を研究し、ソ連選舉の經驗を吸收し、且つ各方面の意見を徵求し、多くの討論と修正とを経て、「中華人民共和國全國人民代表大會及び地方各級人民代表大會選舉法」草案を作成した。選舉法起草委員會はいま、この草案を説明し、審査と批准をうけられるよう中央人民政府委員會に提出することを私に指定した。

(一)

選舉法草案を貫いている全精神は、わが國當面の具體的情況に根據し眞の民主的選舉制度を規定することである。

毛主席は、一九四〇年に著した「新民主主義論」という書物のなかで次のように指摘した。すなわち、「中國は現在、全國人民代表大會・省人民代表大會・縣人民代表大會・區人民代表大會から郷人民代表大會に至る系列を採用し、且つ各級代表大會が政府を選舉することが出来る。しかしそれには、男女・信仰・財産・教育等の差別

のない眞の普遍平等の選舉制を施行しなければならない。そうしてはじめて、各革命階級の國家における地位に適合し、民意の表現と革命闘争の指導とに適合し、新民主主義の精神にも適合することができるのである」と。われわれは、このような基本原則にしたがつてわが國の選舉制度を規定したのである。

われわれの選舉權の普遍性は、選舉法草案中の次の規定、すなわち、年令滿十八才に達した中華人民共和國公民は民族及び種族・性別・職業・社會的出身・宗教信仰・教育程度・財産狀況及び居住期間の區別なくひとしく選舉權及び被選舉權を有する——に表現されている。このような普遍的選舉を實施するために、選舉法草案は、婦人の選舉權と被選舉權に對して特別な規定を設け、各民族人民の選舉並に人民武裝部隊と國外華僑の選舉に對して明確な必要な規定を設けた。もちろん、われわれの普遍的選舉制は、一部の人の選舉權利に對して制限を加えなければならないものである。そこで草案は、同時に、法によつてまだ身分を變えていない地主階級分子・法によつて政治的權利を剝奪された反革命分子・その他法によつて政治的權利を剝奪されたもの及び精神病患者は選舉權と被選舉權を有しないと規定した。しかし、これらの選舉權及び被選舉權を有しない分子の人口總數に占める比例は非常に少い。すなわちわが國の選舉民は全國人口の非常に高い比例を占めるわけである。われわれの選舉は、名實ともなつた普通選舉である。疑いもなく、このような普通選舉の基礎のうえにつくり出された各級人民代表大會は、もつとも廣泛な人民代表性をそなえたものである。草案は、年令滿十八才に達した公民は選舉されて各級人民代表大會代表となる資格を有

すると規定している。これは、わが國の現在の情況のもとにおいて、革命の氣象に富み、批判と自己批判に勇敢で、悪人悪事を摘發するに勇氣ある青年優秀分子を各級人民代表大會、とくに基層政權に選出することは、利益のみあつて不利益はないからである。まだ身分を變えていない地主階級分子の選舉權利に對する制限のような、規定された一部の人々の選舉權利に對する制限については、それは單に一種の臨時的辦法であつて、今日の歴史的條件のもとでは避けることのできないものであり、近い將來條件が變化すれば、現在實施されているこの種の制限は不必要になるのである。

われわれの選舉權の平等性は、選舉法草案中の次の規定、すなわちあらゆる男女選舉民は平等の基礎のうえに選舉に参加し、一選舉民はただ一つの投票權を有する——に表現されている。すなわち、年令滿十八才に達したすべての公民についていえば、かれらの選舉權利は制限を受けず、その平等の民主權利も十分の保障を受けている。選舉法草案はまた、全國及び地方各級人民代表大會代表の定員及び代表の選出は、すべて一定の人口比例を基礎とすると規定した。同時に草案は、また適當に地區及び單位を考慮した。その結果、都市と農村との間、漢族と少數民族の間にはすべて異つた比例の規定を設けた。選舉におけるこれらの異つた比例の規定は、ある面からいえば完全な平等ではないであろうが、このような規定を設けてこそ始めて眞にわが國の現實生活を反映し、全國各民族各階層に各級人民代表大會においてその地位に相當する代表をもたせることができるのである。したがつて、この比例の規定は、非常に合理的であるばかりでなく、われわれが更に平等なそして完全に平等な選舉に

移つていくのに絶對に必要なものである。

選舉法草案は、すべての選舉經費は國庫が支給すると規定している。これは、物質の面で、選舉人と選舉候補者が實際に自由な選舉權利を享受しようよう保證する重大な措置である。

選舉法草案は、選舉人は、代表候補者の提出と代表の選舉に對して完全に自分が満足し必要と認めた人を自由に選擇することができ、且つ選出した代表に對しても法定手續により罷免し補選を行う權利を有すると規定している。草案は、またとくに、選舉民登録に關係ある問題の提訴手續と一切の選舉破壞行為に對する嚴重な制裁とを規定した。すべてこれらは、選舉民に、自由にその權利を行使しよう十分な保障を得させるものである。

選舉法草案は、われわれが郷・鎮・市轄區及び區を設けていない市等の基層政權單位においてのみ直接選舉を實施し、縣以上では間接選舉を實施すると規定した。われわれは、縣以上においてだけ無記名投票の方法を採用し、基層政權單位では一般に舉手表決の投票方法を採用する。すなわち、われわれの選舉は、まだ完全に直接的なものではなく、投票の方法も完全に無記名なものではないのである。これは、わが國當面の社會情況・人民が非常に選舉經驗に缺乏していること及び文盲が多數存在することなどの實際條件によつて決定されたのである。もしわれわれがこれらの實際條件を無視し、いま形式的には非常に完備しているようにみえるが實際には實行不可能な選舉方法を無理に規定するならば、その結果は、選舉の困難を増加し、實際に多くの公民の選舉權利を制限する以外になんの利益もないのである。

われわれの選舉法の實質は、實際の民主に着眼したものであることを斷然指摘しなければならぬ。全國各地の情況は不統一であり、われわれもはじめてこのような全國的選舉を行うのであり、指導する側も大衆の側もいづれも經驗に乏しいという事情から、若干の條文は概括的な規定をなすにとどまつた。選舉に關する若干の具體的問題は、省市人民政府が選舉實施細則を制定するのをまつて解決されてはじめて各種の具體的情況に適合させることができるのである。いうまでもなくこれが、現在の條件のもとにおいて、人民の民主的權利を十分に保證し、現實に適合した實行可能な方法なのである。

われわれの選舉制度をソ連現行の選舉制度に比較していえば、それが完全なものでないことは確かである。御承知のように、ソ連の各時期の選舉制度は、つねに世界でもつとも民主的な選舉制度であつた。とくに一九三六年のスターリン憲法の公布以後は、ソ連は完全に普遍・平等・直接・無記名の選舉制度を實行した。これは世界でもつともよい選舉制度である。わが國の政治・經濟・文化の發展につれて、われわれも將來必ずソ連のような更に完全な選舉制度を採用するであらう。

しかし、われわれがいま規定したこの選舉制度は、いかなる資産階級國家の選舉制度も比較することのできなないものである。選舉といえは、わが中國では、北洋軍閥時代にも蔣介石時代にも行われた。しかし北洋軍閥あるいは蔣介石の行つた選舉は、いづれも、實質的にも形式的にも臭氣ぶんぶんなるものであつた。われわれはみなこのことを非常によく知つてゐるから、多くいふ必要はない。わが國では、一部の人々が歐米資産階級の選舉に迷つていたにすぎないの

であつて、かれらのうちの多くは、いまではすでにそのような歐米資産階級の偽れる民主的欺瞞手段を認識している。しかし少數の人はまだその欺瞞手段をはつきりとさつてはいないようである。事實はどうであらうか。米國を例にしてみよう。米國政府の統計資料によると、米國には五十餘種類の選舉資格に對する（たとえば財産狀況・居住年限・教育程度・高年令・宗教信仰・社會聲望などのような）制限が存在している。米國の「選舉税」と「人頭税」とは常に廣泛な貧苦の勞働人民と黒人の選舉權利を剝奪している。一九四二年の材料によると、米國の年令滿二十一才に達した黒人の僅か一〇%だけが選舉人名簿に載つてゐるにすぎず、投票に参加したものは一%にすぎなかつた。いろいろの制限により、米國は一九四八年の大統領選舉において、二千萬人の資格を有する選舉民が不法に選舉權利を剝奪され、昨年のある大統領選舉においてこのような選舉權利を剝奪された人は、アソンエイテッド・プレスの評價によると二千五百萬人に増加し、選舉年令に達した人數の四分の一を占めてゐる。これは選舉權についてだけ述べたのであつて、被選舉權については、米國においてはさらに完全に極く少數の億萬長者の獨占するところとなつてゐる。米國はかくの如くであり、その他の資産階級國家も實質的にやはり同様である。多くの資産階級國家における婦人及び兵役服務者は、全部あるいは部分的に、選舉から除外されてゐるほか、多くの國家はすべて横暴不法にも民族と種族の制限を規定し、ある國の上院議員は今日に至つてもなお任命制と世襲制を採用してゐる。資産階級國家の候補者は、通常多額の税金を納め選舉費用を負擔しなければならない。これは、貧乏人と富者とを立

候補の面で完全に不平等な地位に立たせるものである。このほか資産階級は、さらに金銭を利用して贈賄・政治賣買及び各種の悪事を行うことによつて、選挙獨占の目的を達している。このことから明らかかなように資産階級の選挙制度は、ただ資産階級の推取制度と民族壓迫の制度を保護することを基礎としうるにすぎないものであつて、それは決して人民に國家の主人公となるいかなる権利をも許すものではないのである。それは、形式上みせかけのそして立派なもののようにみえるものを規定していても、實は人民を欺しその特權の統治を保護する目的に役立つにすぎないのである。

資産階級國家は眞の民主をもつことはできないし、人民に眞の民主を興えようとしてもしない。まさにレーニンがいうように、「資産階級の民主制は、一貫して——資本主義のもとではそうならざるをえないのであるが——制限された、不完全な、虚偽の、偽善的な民主であり、富者に對しては天國となり、貧乏人と被搾取者に對しては地獄となり欺瞞となるものである。」

しかし、よく知られているように、このような虚偽の偽善的な資産階級民主制も、現在、資産階級國家とくに米國及び米國の支配している國家において、資産階級によつて一步一步抛棄されている。そこでは、まさしくスターリン同志がいつているように、「いまではかすかな自由主義の影すらなくなつてしまつた」のである。

資産階級國家とは完全に異つて、われわれは人民が主人公となる國家であり、われわれの國家政權は人民に屬し、全人民は自己の代表を選派して國家の事務を管理する權利をもつてゐる。そして人民自身つねに國家機關の工作を監督する權利と各種の機會とをもつて

いるのである。したがつて、われわれがいよいよ十分に民主を發揚すれば、人民民主專政はますます鞏固となり、人民政府と人民の連繫もさらに緊密となり、人民の積極性を十分に發揮させることを基礎として國家の具體的任務の一つ一つを一段と完成することができるのである。これがわれわれの選挙制度が十分な民主的性質をそなえている根本的理由であり、われわれの選挙制度が千百倍も資産階級選挙制度に優越している根本的理由なのである。

(二)

共同綱領は次のように規定している。「中華人民共和國の國家政權は人民に屬する。人民が國家政權を行使する機關は各級人民代表大會と各級人民政府である。」また中央人民政府組織法も次のように規定している。「中華人民共和國政府は民主集中の原則にもとづく人民代表大會制の政府である」と。これらの規定に根據して、われわれは、普通選挙の基礎のうゑに人民が政權を行使する各級人民代表大會をつくり出さなければならぬ。選挙法草案第二章第三章は、各級人民代表大會の代表定員について適當な規定を設けている。

各級人民代表大會代表の定員について、われわれは次の二つの原則に根據して規定した。すなわち、(一)それは各級人民代表大會を工作能力を有する國家政權機關とし、會議の召集と問題の討論及び解決に便利なものとしなければならぬ。(二)それは各級人民代表大會と人民の間に密接な連繫をもたせ、人民代表大會において社會各民主階級の地位と各民族あるいは種族の地位に相當した代表をもたせなければならぬ。また代表の地區性に注意して、隨時各民族各階

級各地區の情況を反映するのに好都合なものとするとともに、隨時代表大會の決議を迅速に各民族各階級各地區の人民に傳達し、一つの決議を全人民の實際行動に轉化しうるようになければならない。

このような原則に根據して、われわれは郷・鎮・市轄區等の基層政權單位の代表定員が多すぎることとはよろしくないと考える。基層單位の會議の間隔は短く、具體的問題は多いから、もし代表の人数が多すぎると、問題の周密な討論と解決は非常に難しくなり、あまりにも多くの人力と時間とを消耗しなければならぬ。したがつて草案が郷・鎮の代表定員を一般に十五人乃至三十五人とし、市轄區代表を三十五人乃至二百人と規定しているのは適當である。このように實施した後に、人口の比較的多い郷・鎮・市轄區では代表一人の代表する人口數が比較的多く、連繫が比較的困難になりうることが、それは適當な方法によつて解決することができる。

縣人民代表大會代表の定員は、一般的にいって多すぎることとはよろしくない。縣級の政權の接觸する問題も比較的具體的であり毎年の開會度數が少なすぎることが適當でなく、時には臨時會議を召集しなければならぬ。したがつて代表人数が多すぎることとは不便なのである。草案は一般に、縣人民代表大會代表の定員を百人乃至三百五十人とし、特殊な場合には四百五十人に達することができることと規定している。これは、ある縣の所轄郷數が多すぎ、しかも郷毎に必ず代表を出さなければならぬからである。

省・市人民代表大會の代表定員は、草案においては比較的多く規定されている。省・市の管轄範圍は比較的廣く、關係する問題も比

較的大きいから、適當な定員を有してはじめて各方面各地區の代表をうけいれることができ、比較的複雑な問題を處理するのに便となるのである。省の開會度數は比較的少く、市は會議を召集するのに容易である。したがつて人数が比較的多くても決して大きな妨げとはならないのである。草案は、省の代表定員を一般に百人乃至五百人とし、特殊な場合には六百人に達することができるが、市の代表定員は五十人より少くすることができず、八百人より多くすることもできないと規定しているが、これは適當である。

草案第三章によつて計算すると、全國人民代表大會の定員は約千二百人前後である。この數はソ連最高會議の兩院代表の總計よりやや少いが、その他のいかなる國家の國會と比較しても非常に多いのである。これは、われわれのこのような國家にとつて現在の條件のもとでは適當である。

草案に規定する地方各級人民代表大會の代表定員は、多數の地方では、現在の各界人民代表會議の代表定員にくらべて少いか、あるいは甚しきに至つては遙かに少いことを指摘しなければならぬ。これは、代表定員が比較的多數であると、宣傳・大衆動員並に幹部の訓練を行う點では利益があるけれども、人民代表大會の職權を行使するうえにはむしろ甚しく不便であるからである。

さらに、省・縣兩級の代表定員は、條文上比較的融通をきかせることができるように規定されていることを指摘しなければならぬ。たとえば、人口二十萬人以下の省の代表定員を百人乃至四百人と定めているのはその一例である。これは、各省・縣の人口數が同一でなく、管轄單位の數も相違し、民族の分布情況も不同であり、

都市と農村の比重も一樣でないから、選挙法は、代表定員の規定に對して、各種の地區に留意し、適當な伸縮性をもたせなければならなかつたのである。

上述の各項の規定と相應して、草案は、各級人民代表大會代表定員の選出の比例を規定している。

草案は、各地の選挙すべき代表の定員は人口を基礎とし、同時に地區を考慮することを規定している。郷・鎮及び市轄區人民代表大會代表の選挙は、完全に人口を基礎として定められる。すなわち、一つの郷・一つの鎮あるいは一つの市轄區の人民代表大會においては、一人の代表の代表する人口数は相等しいのである。省・縣の兩級については、所轄の郷あるいは縣がそれぞれ代表を出し、且つ代表大會の定員に制限されるように考慮しなければならないので、最大の郷の選挙しなければならない縣人民代表大會代表は三人を超えることができず、最大の縣の選挙しなければならない省人民代表大會代表は三人乃至五人を超えてはならないという規定を設けた。全國人民代表大會代表の選出も、人口を基礎とし同時に地區及び單位を考慮するという規定によつてゐる。そこで、人口の多い省・市が人口の少ない省・市の代表定員にくらべて一段と多いのは當然である。同時に、草案においてはまた、非常に小さい省に對して考慮を拂い、各省の代表定員は三人より少くすることができないと規定した。事實上、小省は多く東北・西北及び西南に存在してをり、東北の小省の多くは工業都市の代表定員によつて調整され、西北及び西南の小省の多くは少数民族の代表定員によつて調整されている。したがつて、これら小省の代表定員は一般に少くはない。たとへば、

新疆・甘肅の定員は陝西に相當し、人口僅か九十餘萬しかない寧夏も五人の代表を選出することができるのである。このようなことは、合理的であることを認めなければならない。

草案は、都市及び農村の選挙すべき代表の相異なる人口比例を規定している。條文は、省は八十萬人毎に全國人民代表大會代表一人を選挙し、工業都市は十萬人毎に全國人民代表大會代表一人を選挙することができると規定した。省・市・縣人民代表大會代表に對しても同様な性質の規定を行つた。都市は政治・經濟・文化の中心であり、労働者階級及び工業の存在するところである。このような都市と農村との選挙すべき代表の相異なる人口比例の規定は、まさしく労働者階級の國家に對する指導作用を反映し、同時にわが國工業化の發展方向を標示するものである。したがつて、このような規定は、わが國の政治制度と實際の情況に完全に合致し、全く必要且つ正確なものである。

草案は、少数民族及び人民武裝部隊の各級人民代表大會における適當な代表定員を規定している。それはまた同時に、人口約一千萬人の國外華僑の選挙すべき全國人民代表大會代表の定員を三十人とすると規定している。これは祖國の國外同胞に對する特別な關心を反映したものである。このほか重ねて指摘しなければならないのは、草案には婦人代表の定員をとくべつに規定してはいないけれども、各級人民代表大會代表の選挙においては適當數の婦人代表を選挙するよう注意しなければならない、ということである。適當數の婦人代表をもたない人民代表大會が廣泛な代表性をもちうるとは考えられないことである。

以上のように、選舉法の規定にしたがつてつくり出された各級人民代表大會は、眞にわが國の現實生活と階級關係を反映し、社會各民族各階級に各級人民代表大會においてその地位にふさわしい代表を有せしめるものであり、したがつてわれわれの人民代表大會にもつとも廣泛な人民代表性をそなえさせ、十分に各民族人民の要求を反映し集中させ、完全に勞働者階級指導下の全人民の利益を保障させることのできるものである。

(三)

選舉法草案は國內各少數民族の選舉に對してとくに一章の規定を設けた。

わが國は多くの民族を有する大國であり、各民族人民は祖國の建設に對して多少の差はあるが貢獻を行つてゐる。三年餘このかた毛主席と中國共產黨の定めた民族政策を徹底的に執行したために、すでに舊中國に長期間存在していた民族壓迫と民族差別現象とを根本的に改變し、眞の民族平等を實現あるいは實現しつつあり、中華人民共和國はわが國各民族人民の友好合作の大家庭となつてゐる。疑いもなく、われわれの選舉法は、このような、民族友好團結の關係を反映し、且つこれを鞏固にしなければならない。

全國の各少數民族の人口數は全國人口總數の約十四分の一を占めてゐる。草案は全國人民代表大會の少數民族代表の定員を百五十人と規定し、且つこの固定數のほかは少數民族選舉民で全國人民代表大會代表に當選したものとあつたときは、百五十人の定員中に算入しないことを規定した。そこで、全國人民代表大會の少數民族代表の

人數は、實際には代表總數の七分の一に接近すると考えられる。われわれはこの定員の規定が合理的であることを認める。全國の民族單位は數多く、分布地區も非常に廣いから、このような必要な考慮を行うことは必要であり、そうすることによつてはじめて國內少數民族は相當數の代表を全國人民代表大會に出席させることができるのである。

同様の理由から、地方各級人民代表大會の少數民族代表の定員も前述の精神に據つて確定しなければならない。

したがつて草案は次のように規定してゐる。「地方各級人民代表大會で、その境域内に少數民族の聚居區のあるものは、聚居する少數民族ごとにひとしく代表を出席させなければならない」。

したがつて草案は次のように規定してゐる。「境域内に聚居する同少數民族の總人口數が境域内の總人口數の百分の十に達しないときは、その一代表の代表する人口數は對酌してその地の人民代表大會の一代表の代表する人口數より少くすることができるが、少くとも二分の一より少くしないことを原則とする」。たとえば、十萬人の人口を有する縣が千人毎に代表一人を選舉することを規定し、ある一聚居區の少數民族の人口が一萬人に達しないとき、それは千人より少い人數につき代表一人を選舉することができる。しかし少くとも五百人以下の人數につき代表一人を選舉することはできないのである。

しかしこの種の規定は、少數民族人口の比較的多い地方に用いると適當である。廣西を例としてみると、全省で約二千萬人に近く、そのうち少數民族は八百萬人をこえている。もし上述の規定を援用

すると、漢族人民は十萬人毎に代表一人を選挙して代表百二十人を選出することができ、少数民族は五萬人毎に代表一人を選挙して代表百六十人を選出することができる。これは、いうまでもなく不合理である。そこで草案はまた次のように規定した。境域内に聚居する同一少数民族の總人口數が境域内の總人口數の百分の十以上を占めているときは、……その一代表の代表する人口數はその地の人民代表大會の一代表の代表する人口數に相當しなければならぬ。

全國の各少数民族の人口は數において同一でなく、分布地區も非常に廣く、また聚居・散居などの區別もあるから、各級人民代表大會の少数民族代表の選挙は、すべて所轄地區の少数民族の情況を考慮し、人口の統一の計算と選挙すべき代表定員の統一の分配の方法を採用すべきであり、それによつて始めて、處理することのできない障害の發生を避けるのである。

草案は十分に各種の異つた情況を考慮している。したがつてそれは、各民族の選挙に對しては一般的概括の規定を設けただけであつて、選挙に關する具體的方法と定員の分配は各級人民政府とその選挙委員會が具體的情況に根據して確定しなければならぬのである。

疑いもなく、選挙法の少数民族選挙に對する各項の規定は、各少数民族人民の熱烈な擁護を獲得し、三年來の民族團結の成果を大いに鞏固にし、全國各民族が中國共產黨及び毛主席の指導のもとに政治・經濟・文化の各方面でより以上の發展を獲得することを可能にするであらう。

(四)

選挙法草案第六・七・八・九等の章は、選挙の手續及び選挙方法に對して具體的な規定を設けている。これらの規定は、十分に選挙民の選挙中における權利を保證している。

選挙法草案は、選挙民の登録を行い選挙民名簿の公布を行つた後に、公布した選挙民名簿に不同意のものあるときは、選挙委員會に提訴することができ、選挙委員會は五日以内に處理の決定を行わなければならない、と規定している。提訴人が處理に對して不満のときは、人民法廷に訴訟を提起することができる。このようにすれば、基層人民政府と基層選挙委員會に、選挙民登録を處理するときに慎重に従事しなければならないようにすることができる。草案は同時に選挙民名簿は選挙の三十日前に公布しなければならないと規定した。このようにすれば、提訴人に提訴と訴訟を行う十分な機会を興え、選挙委員會と人民法廷に比較的多くの時間をもたせて選挙民資格にかんする提訴と訴訟について妥當な處理を行わさせることができるのである。

選挙法草案は、中國共產黨・各民主黨派・各人民團體、及び上述の各黨派團體に屬さない選挙民あるいは代表は、すべて選挙區域あるいは選挙單位にしたがつて、連合あるいは單獨に代表候補者名簿を提出することができる、と規定している。もちろん實際には、中國共產黨・各民主黨派及び各人民團體が連合指名する方式を各級人民代表大會代表候補者名簿提出の主要方式としなければならないし、そうすることは可能である。しかし同時に、選挙民あるいは代表は

單獨に代表候補者を提出する權利をもつことができると規定し、選舉民あるいは代表に更に多く意見を發表する機會をもたせるようにした。これは、われわれの現在の情況のもとでは有益無害のものである。曾つて選舉を行つた經驗にてらして、代表候補者名簿は、提出された後に、前もつて公布し、基層選舉區域においては各選舉民小組まで、また各級人民代表大會においては各代表小組まで提示し、十分な討論を行いやすいようにしなければならない。このような民主的討論を経て、選舉人に候補者の情況を理解させ、且つ各選舉候補者が指名に適當であるかどうかを鑑別させ、これらの意見にもとづいて候補者名簿の修正を行わせ、その後正式に選舉を行わせることができるのである。草案はまた、選舉のときに、選舉人は候補者名簿によつて投票することもできるし、別に自分が選舉したいと思うその他の選舉民を選舉することもできる、と規定している。このような手續を経て、選舉人は十分にその意見を發表し、選舉は満足すべき結果を獲得することができるのである。

草案は、郷・鎮・市轄區及び區を設けていない市などの基層單位の選舉は、選舉民の居住情況によつて若干の選舉區に區分し、各個に選舉大會を開いて選舉を行うことができる、と規定し、選舉地點と選舉民の居住地とが遠くならないようにしている。このようにすればすべての選舉民は容易に選舉に参加することができるのである。

草案はまた必要な條項を規定して選舉に對する違法行爲を制止している。草案は、およそ暴力・脅迫・詐欺・賄賂など非法手段を用いて選舉を破壊しあるいは選舉民が自由にその選舉權及び被選舉權

を行使することを妨害した者、とくに選舉文件の偽造・得票數の虚造・隱蔽・ごまかし等の非法行爲を犯しあるいは控告者に對して壓制報復行爲を行つた人民政府あるいは選舉委員會の人員には、すべて人民法院もしくは人民法廷が刑事懲罰を與えることを規定している。選舉中に發生する可能性のある違法行爲を防止し且つ適切な時にそれを處理するために、人民法院と人民法廷の工作はこれを強化しなければならぬ。人民法院は、必要多數の人民法廷を組織派遣し、選舉を行う基層單位にしたがつて工作を展開し、選舉工作の順調な進行を保障しなければならない。

以上のこれらの規定は、われわれの選舉制度が十分に人民の利益を代表するものであることを示している。われわれの選舉制度のすぐれた點は、それが十分に民主的原則を規定しているばかりでなく、選舉工作の各段階において切實有效な具體的方法を規定し、これらの原則の貫徹に確實な保障を與えているところにあるのである。

(五)

郷・鎮・市轄區及び區を設けていない市の人民代表大會の選舉工作は、全國及び地方各級人民代表大會の選舉工作の基礎である。これら基層單位の選舉がうまく施行されれば、縣・市以上の選舉工作は比較的容易になるのである。今度の基層の選舉運動において、われわれは、十分に民主を發揚することを基礎として、あらゆる政權・黨及び大衆團體の基層組織の幹部に大衆の鑑別下に一度深刻な教育を受けさせ、それによつて現在基層組織と基層幹部のなかに嚴存している命令主義と多くの違法・紀律紊亂の現象を克服しなければならぬ。

らない。われわれは、十分民主的な選挙をつうじて、不良分子・違法紀律紊亂の分子及び甚しい命令主義の錯誤を犯し人民大衆の全く満足しえないところとなつた分子を、各種基層組織の工作部署から除外し、大衆が愛戴し大衆と結びついた人をこれら組織の工作部署に選出するようにしなければならぬ。われわれは、今度の選挙運動を通じて、人民政府と人民の間の連繫をさらに緊密にし、且つ幹部の作風を改善する目的を達成しなければならぬ。このほか、各級人民代表大會の選挙は人口を計算の標準とするものであるから、われわれは選挙民登録と同時に一度全國の範圍におよぶ人口調査を行わなければならない。

基層單位のもつとも困難な仕事は選挙民登録である。選挙民の數は非常に多く、また人口調査を行わなければならないから、大量の人力を必要とし、それによつてはじめてこのことを成功させることができるのである。選挙民登録の最大の問題は、選挙民の資格を確定することである。この點については、都市たると農村たるとを論ぜず、一連の民主改革運動において、依然未解決のままであり今回は必ず解決しなければならない問題を残している。たとえば、地主階級分子に對しては、だれが五年以上の勞働改造を經過し完全に政府の法令に服従しいかなる反動的行爲もなく法によつて身分を變更され政治的權利をあたえられなければならないか確定しなければならぬ。まただれがなお上述の條件をそなえていず身分を變更してはならないかを確定しなければならぬ。地主階級の青年子女については、だれが直接搾取に参加したことがなく完全に政府の法令に服従しており政治的權利をあたえられなければならないかを確定し

なければならぬ。まただれが上述の條件をそなえていず政治的權利を興えられてはならないかを確定しなければならぬ。富農分子にかんしては、一般に政治的權利の有無についての問題は存在しない。すなわち、かれらは政治的權利をもつていたのである。しかし舊解放區においては、舊富農分子が政治的權利を有するか否かの問題は、政務院一九五〇年八月四日の決定にしたがつて選別し確定されなければならない。管制をうけている反革命分子に對しても、嚴格な選別と整理とを行い、管制を繼續する必要があるもの・改造が比較的良好で管制期間を短縮あるいは取消すことができるがなお政治的權利をあたえないもの・改造がさらに良好で管制を取消し政治的權利を回復しなげなければならないもの・管制が誤りでありその政治的權利を回復しなげなければならないもの、を區別しなければならぬ。同時に、選挙民登録において、調査洩れしていた反革命分子を發見したときは、管制を加え、その政治的權利を剝奪しなければならぬ。要するに、選挙民登録は、極めて嚴肅な工作であり、われわれは反動分子あるいはまだ身分を變えていない地主階級分子が不法に莊嚴な政治的權利を盗みとることを許すことはできない。われわれはまた、一人の公民たりとも誤つて莊嚴な政治的權利を剝奪されることを許すことはできないのである。

基層の選挙工作は、選挙民登録と人口調査、選挙民資格問題に對する提訴の處理、選挙候補者名簿の提出と討論、選挙區域の劃定と選挙大會の召集のいづれをとわず、すべて非常に細緻な嚴肅なものである。全選挙工作の過程において、命令主義者・違法紀律紊亂分子及び選挙破壞分子と斷固たる鬭争を行ふべきであり、そうするこ

とによつてはじめて十分に民主を發揚し廣大な選舉民を吸引して積極的に選舉に参加させることを保證することができるのである。このために基層單位の選舉は、上級選舉委員の派遣した工作組の指導のもとに行い、基層委員會の主席には上級委員會の任命したその地以外の有力幹部をあてなければならぬ。大量の専門的訓練をうけた幹部を基層單位に派遣して選舉工作に参加させ指導させて、はじめて選舉法が基層單位において確實に執行されることを保證することができるのである。

(六)

選舉法の確實な執行を監督し指導するために、選舉法が通過し公布された後に、迅速に中央及び地方各級選舉委員會を成立させ、必要な事務機關を設けて同級人民政府の指導と上級選舉委員會の指導のもとに選舉事項の處理を行わさせなければならない。

選舉法草案は、中央及び地方各級選舉委員會の組織と任務に對して明確且つ詳細な規定を行つてゐる。その仕事の處理を容易にするために、各級選舉委員會の人数が多すぎることはよろしくない。そこでさへ全國各級選舉委員會の總數を計算すると、二百萬前後に達するのである。同時にわれわれは、今回はじめて選舉を行うのであり、任務は複雑で經驗も不十分である。したがつて選舉委員會の工作能力が強大でなければ、その任にたえることはできない。そこで、人格が正しく、公正に事を行い、また大衆と連繫ある人を選挙して選舉委員會の工作に當らせることが、選舉を成功裡に行う鍵である。

各級選舉委員會の委員が代表候補者に指名されるか否かの問題、すなわち回避すべきか否かの問題については、われわれは回避規定を設ける必要がないと考えている。われわれが現在實行する主なものは間接選舉であり、各級人民代表大會における選舉工作は選舉委員會ではなく大會主席團が主宰し、基層選舉工作も上級選舉委員會派遣の工作組の監督と指導のもとに行われるからである。

各級選舉委員會は、成立の後に、自己の工作程序を制定し、その地の人民政府の指導のもとに關係部門と協力し、直ちに選舉法の宣傳を行い、その地區で選舉法を執行する具體的方法を研究し、計畫を作成して上級の批准を申請する等の工作を開始しなければならない。しかし指摘しておかなければならないことは、縣・市以上の各級選舉委員會の工作の重點は、基層單位の選舉を指導すること、まず第一に工作隊の選抜と訓練・工作にむけられなければならない、ということである。われわれが訓練をうけ政策を熟知し選舉法令に通曉した工作隊をもち、モデルケースによるテストを行つてそれを逐次推し廣め時期を分つて完成していく工作方法を採用しさえすれば、數ヶ月の期間内に基層選舉工作を成功させることができるのである。基層の選舉工作さえ成功すれば、縣以上の各級人民代表大會の選舉工作の輝かしい完成への基礎が定められるのである。

以上が選舉法草案に對する説明である。

中華人民共和國全國人民代表大會及び地方各級人民代表大會選舉法の通過と公布は、わが國の政治生活において、重大な歴史的意義を有する事件である。もしわれわれの國家が開始したばかりの第一期五ヶ年建設計畫をわが國の經濟・文化發展の新段階を示すものと

いうならば、選挙法の公布はまさにわが國人民民主政治發展の新段階を示しているのである。

スターリン同志は一九三六年三月につきのよう指摘した。「われわれの新しい選挙制度はすべての機關と團體の工作を緊張させ、これらにせまつて自己の工作を改善させるのである。ソ連の普遍・平等・直接・無記名の選挙制度は人民の手中の鞭となり、それによつて工作の不良な政權機關を鞭つのである」と。

疑いもなくわれわれの選挙法は、現在のところ一九三六年以後のソ連の選挙制度のように完備してはいない。しかしそれは、大體同様な効果を生むであろう。それは、各級人民政府の工作能率を大いに増強し、官僚主義者・命令主義者及び違法紀律紊亂分子に身をかくす所を失わせ、更に人民政府と人民の間の連繫を強化し、人民民主專政の國家制度を一段と完備し、全國各民族の團結を強化し、人民民主統一戰線により以上の強さと發展とをもたらすであろう。

疑いもなく、われわれの選挙法は人民大衆の積極性と創造性を大いに發揮させ、全國人民をさらに緊密に毛主席・中國共產黨及び中央人民政府の周圍に團結させ、抗米援朝鬭争の徹底的勝利を圍いとり、國家の各種の建設計畫を實現し、それによつてわが國を徐々に社會主義に導くであろう。

われわれの選挙法は、中國人民が毛主席と中國共產黨の指導のもとに、長期にわたる苦しい鬭争のなかから獲得した勝利の果實であり、全國人民は欣喜雀躍の心をもつてその誕生を迎え、自からの實際行動によつてその實現のために努力奮闘するであろう。

B 人民代表大會に關するいくつかの問題

問 人民代表大會の制度とはどのようなものですか。

答 人民代表大會の制度はわが國の基本的政治制度であつて、それは、人民が普通選挙の方法によつて各級人民代表大會をつくり出して人民が政權を行使する機關とし、各級人民代表大會は各級人民政府を選挙して各級人民代表大會の閉會期間中人民が政權を行使する機關とする、と規定しております。國家の最高政權機關は全國人民代表大會とそれが選出する中央人民政府です。

問 人民代表大會の制度にはどのような特徴がありますか。

答 第一に、それは、さらに廣く廣大な人民を動員して國家政權の管理に参加させることができ、このようにして一段とわが國の國家政權が人民に屬しているという性質を體現することができま
す。第二に、それは、民主集中制の原則を實行し廣く民主を發揚することができ、また大衆の智慧を集中し決議を作成し政府に交付して大衆を指導し執行させることができます。第三に、それは、議事の機關であるとともに工作の機關でもあり、代表は討論して國家と地方の事務を決定することができるばかりでなく、實際に決定決議の執行に參與することができます。このようにして人民の意志の實現を保證することができます。第四に、代表は、人民が普通選挙の方法によつてつくり出し、人民の監督をうけるものであつて、選挙民は隨時リコールし補選することができます、このようにして代表が人民の意志に服従しなければならないよう保證することができます。要するに、それは、人民が自己の政治權力を行使し、官僚主義を防止克服し、人民民主專政を鞏固にするのに

もつとも便利なものなのです。

問 どうして過去三年間に人民代表大會を召集しなかつたのですか。

答 當時の條件がまだそなわつていなかつたので、どうしてもならぬかの過渡的措置をとらなければならなかつたのです。

問 人民代表大會を召集するには、どんな條件が必要ですか。

答 中國人民政治協商會議共同綱領の規定によると、軍事行動が完全に終了し、土地改革が徹底的に實現され、人民が十分に組織されている、という三つの條件が必要です。現在、全國的範圍についていうと、大陸では軍事行動はすでに完全に終了し、土地改革は少數の地區を除いて完成され、各界人民もすでに組織され大いに政治意識をたかめています。國家の經濟狀況も根本的に好轉しております。このように、普通選舉を實行し人民代表大會を召集する條件はすでにそなわつています。そこで中央人民政府委員會第二十回會議は、一九五三年内に全國人民代表大會及び地方各級人民代表大會を召集することを決議したのです。

問 この三年間、われわれはどんな過渡的措置をとりましたか。

答 その措置には二つあります。第一に、中央においては、中國人民政治協商會議第一期全體會議が全國人民代表大會の職權を執行し、中華人民共和國中央人民政府組織法を制定して中華人民共和國中央人民政府委員會を選挙し、これに國家權力を行使する職權を付與しました。第二に、地方においては、各級各界人民代表會議が次第に地方各級人民代表大會の職權を代行しました。

問 中國人民政治協商會議と全國人民代表大會とはどんな區別があ

りますか。

答 中國人民政治協商會議は中國人民民主統一戦線の組織形式であり、各民主黨派及び各人民團體などの自發的結合であつて、その目的は、このような團結をつうじて全國の各民主階級と各民族を團結させ、共同努力して新民主主義を實現することにあります。それは政權組織ではありません。全國人民代表大會は國家政權の最高機關であり、國家を代表する權力機關です。

問 人民代表大會と各界人民代表會議とはどんな區別がありますか。

答 人民代表大會の代表は人民が普通選舉の方法によつてつくり出しますが、各界人民代表會議の代表は各界の人民が個別的に選舉してつくり出し、そのうちの一部分は人民政府が招請します。これが、これら二つのものの代表選出方法上の區別です。人民代表大會は人民が國家政權を行使する機關であり、各界人民代表會議は人民政府の諮詢機關です。ただそれが人民代表大會の職權を代行する時だけ、過渡的性質をもつた政權機關となります。これが、これら二つのものの性質上の區別です。

問 全國人民代表大會召集後、中國人民政治協商會議は繼續して存在しますか。

答 存在を繼續します。新民主主義革命の時期には各民主黨派と各人民團體の統一戦線が存在しており、このような統一戦線の組織によつて各民主黨派と各人民團體の意志を統一し、人民の革命大團結を鞏固しなければならぬからです。しかし、全國人民代表大會召集以後には、それは再び全國人民代表大會の職權を代行

しません。しかし國家建設事業にかんする根本大計あるいは重要措置については、全國人民代表大會あるいは中央人民政府に建議案を提出することができます。このような情況にもとづいて、中國人民政治協商會議組織法は必要且つ適當な修正を行おうとしています。

問 人民代表大會召集後、各界人民代表會議は繼續して存在しますか。

答 存在を繼續しません。

問 人民代表大會が召集される以前には各界人民代表會議をひきつづき召集する必要がありますか。

答 各地では、人民代表大會が召集される以前には、時期どおりに各界人民代表會議を召集し、討論を要する工作を討論しなければなりません。各界人民代表會議においては、中央選舉委員會の普通選舉工作に關する指示にてらして普通選舉の各種準備工作を討論し、人民代表大會を召集することの偉大な意義を説明し、人民大衆を動員してこの重大事に關心をもたせ、且つ積極的に選舉に参加させなければなりません。

追記 本資料の作成にあつては慶應義塾法學修士岡田清氏の援助

をえた。深く感謝する次第である。

(一九五四・三・二〇)